

経済安保名目で補助金相殺関税が増える可能性

◆米国が補助金相殺関税の発動対象を拡大

2023年5月9日、米国商務省は補助金相殺関税（CVD）などの**執行強化規則案を**発表した。CVDとは、政府補助金などを得て生産された製品が輸入され、国内産業に損害を与えている場合に、補助金の効果を相殺する目的で輸入国が賦課するWTO協定上の関税措置を指す。従来の産業育成のみならず、最近では経済安全保障などの名目で各国が補助金を交付するなか、米国は補助金付き製品の輸入増を想定し、このタイミングで執行強化策を検討している状況だ。

今回の強化案の目玉は、越境補助金をCVDの対象にしたことだ。越境補助金とは、外国に所在する自国資本企業に交付する政府補助金のことだ。米国では連邦規則上、越境補助金によって生産された輸入製品は**CVDの対象外となっていた**。今回の強化案の念頭にあるのは、中国の**一帯一路構想**だ。中国は、一帯一路協力国に所在する中国資本企業へ巨額の政府補助金を交付しており、今後、それによって生産された輸入製品が、米国によるCVD発動の対象となる可能性がある。

◆日本では重要物資の安定供給確保のため、CVDの職権調査が増える可能性

日本でも、CVDの発動が増える可能性がある。22年8月から順次施行している経済安全保障推進法（経済安保法）では、国民の生存に必要不可欠な重要物資などを**特定重要物資に指定し、安定供給確保**を図ることとしている。実は経済安保法には**CVDなどに関する規定**（第30条）があり、主務大臣が国内産業との連携のもと、補助金付き製品などの輸入によって特定重要物資の供給事業者に損害が生じないように、CVDの職権調査を実施出来るようになっている。現在でも**関税定率法の規定**（第7条6項）で職権調査は可能だが、当局の単独調査が前提とされており、実例はない。また、CVD調査は原則として国内事業者による調査申請に基づいて開始されるが、手続きや調整などの負担が重く、申請に至らないのが現状だ。

しかし今後は、国内での安定供給確保などのため、CVDの職権調査が積極的に検討される可能性がある。前述の米国のCVD執行強化策も踏まえ、企業は発動及び被発動両方の立場で、CVDの理解を深めておく必要があるだろう。【田中雄作】